⑵　当該申請に係る加入者がスロバキア共和国の領域内における就労に関しスロバキア共和国の領域内に事業所を有する雇用主と雇用契約を締結し、かつ、日本の領域内における就労に係る雇用主の指揮の下にあるときは、その旨	八　［同上］
八　［略］	
2　［略］	2　［同上］
3　学校法人等は、その使用する加入者が第一項第六号又は前項第五号に掲げる終了予定年月日を超えて引き続き相手国法令の規定の適用の免除を受けるため、当該加入者が適用証明書の交付を受けようとするときは、当該加入者に係る次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。	3　学校法人等は、その使用する加入者が第一項第六号又は前項第五号に掲げる終了予定年月日を超えて引き続き相手国法令の規定の適用の免除を受けるため、当該加入者が適用証明書の交付を受けようとするときは、当該加入者に係る次に掲げる事項を記載した申請書を事業団に提出しなければならない。
一～六　［略］	一～六　［同上］
七　次に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	七　次に掲げる社会保障協定の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
イ～チ　［略］	イ～チ　［同上］
リ　スロバキア協定　次に掲げる事項	［号の細分を加える。］
⑴　当該申請に係る加入者がスロバキア共和国の領域内における就労に関し他の雇用契約を締結しないときは、その旨	
⑵　当該申請に係る加入者がスロバキア共和国の領域内における就労に関しスロバキア共和国の領域内に事業所を有する雇用主と雇用契約を締結し、かつ、日本の領域内における就労に係る雇用主の指揮の下にあるときは、その旨	
八　［略］	八　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。

○農林水産省令第三十六号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第六十一条第一項の規定に基づき、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月十二日

農林水産大臣　**吉川　貴盛**

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令の一部を改正する省令

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する省令（平成十四年農林水産省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（存続組合による特例年金給付受給権者の確認等）	（存続組合による特例年金給付受給権者の確認等）
第十条の二　（略）	**第十条の二**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　平成十三年統合法附則第三十七条第六項において準用する廃止前農林共済法第四十九条第一項ただし書の規定により特例遺族共済年金の停止の解除を受けている者、平成十三年統合法附則第三十八条第七項の規定により特例退職年金の停止の解除を受けている者、平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧制度農林共済法（以下単に「廃止前旧制度農林共済法」という。）別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態にあるため特例遺族年金を受ける子若しくは孫、平成十三年統合法附則第四十二条第十項において準用する廃止前旧制度農林共済法第四十七条ただし書の規定により特例遺族年金の停止の解除を受けている者若しくは平成十三年統合法附則第四十三条第三項	5　平成十三年統合法附則第三十七条第六項において準用する廃止前農林共済法第四十九条第一項ただし書の規定により特例遺族共済年金の停止の解除を受けている者、平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧制度農林共済法（以下単に「廃止前旧制度農林共済法」という。）別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態にあるため特例遺族年金を受ける子若しくは孫、平成十三年統合法附則第三十八条第七項の規定により特例退職年金の停止の解除を受けている者、平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧制度農林共済法（以下単に「廃止前旧制度農林共済法」という。）別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態にあるため特例遺族年金を受ける子若しくは孫、平成十三年統合法附則第四十二条第十項において準用する廃止前旧制度農林共済法第四十七条ただし書の規定により特例遺族年金の停止の解除を受けている者若しくは平成十三年統合法附則第四十三条第三項